

## 参考 2

### 府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、府中市高齢者保健福祉計画及び府中市介護保険事業計画の策定、地域包括支援センターの運営状況の評価等並びに指定地域密着型サービス事業者の指定等に当たり市民等の意見を聴取するため、府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進協議会（以下「協議会」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会は、市長の依頼に応じ、次に掲げる事項について協議し、その結果を市長に報告する。

- (1) 府中市高齢者保健福祉計画に関する事項
- (2) 府中市介護保険事業計画に関する事項
- (3) 地域包括支援センターの運営状況の評価等に関する事項
- (4) 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定等に関する事項

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから、市長が依頼する委員16人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者 2人以内
- (2) 介護保険サービスの利用者及び介護保険の被保険者 2人以内
- (3) 介護保険サービス事業者 2人以内
- (4) 福祉、医療又は保健に係る団体の構成員 7人以内
- (5) 権利擁護相談事業等を行う者 1人
- (6) 公募による市民 2人以内

(委員の任期)

第4条 委員の任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選による。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

## 参考 2

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を述べさせ、又は説明させることができる。

5 会議は公開を原則とする。ただし、会長が必要があると認めるときは、これを非公開にすることができる。

(除斥)

第7条 委員は、自己の利害に係る事項については、その議事に加わることができない。ただし、協議会の同意を得たときは、会議に出席し、又は発言することができる。

(部会)

第8条 協議会は、第2条第4号に掲げる事項について協議するため、地域密着型サービス指定部会（以下この条において「部会」という。）を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長及び副部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長が指名する。

4 第5条第3項及び第4項並びに前2条の規定は、部会の招集及び運営について準用する。この場合において、これらの規定中「協議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「副会長」とあるのは「副部会長」と読み替えるものとする。

5 協議会は、部会の議決をもって協議会の議決とすることができる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、福祉保健部高齢者支援課において処理する。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

付 則

1 この要綱は、平成19年1月5日から施行する。

2 この要綱が施行した後、最初に委員となった者の任期は、平成19年2月1日から平成21年3月31日までとする。

付 則（平成21年3月27日要綱第31号）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則（平成22年10月20日要綱第87号）

この要綱は、平成23年1月1日から施行する。

付 則（平成24年3月28日要綱第15号）

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(府中市地域包括支援センター運営協議会設置要綱の廃止)

2 府中市地域包括支援センター運営協議会設置要綱（平成18年7月府中市要綱第72号）は、廃止する。